

令和6年第4回大洗町議会定例会

議 事 日 程 （第1号）

令和6年12月3日（火曜日） 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第64号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分につき承認を求めることについて

議案第65号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第5号）の専決処分につき承認を求めることについて

議案第66号 大洗町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の先決処分につき承認を求めることについて

日程第 4 議案第67号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第6号）

議案第68号 令和6年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第69号 令和6年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 5 同意第 5号 大洗町教育委員会委員の任命について

日程第 6 寄附の受入れについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１２名）

１番	飯田英樹	議員	２番	石山淳	議員
３番	関根健輔	議員	４番	小野瀬とき子	議員
５番	櫻井重明	議員	６番	伊藤豊	議員
７番	柴田佑美子	議員	８番	小沼正男	議員
９番	今村和章	議員	１０番	勝村勝一	議員
１１番	坂本純治	議員	１２番	菊地昇悦	議員

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	秘書広報課長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	海老澤督	総務課長	清宮和之
税務課長	高柳成人	住民課長	小沼正人
福祉課長	小林美弥	こども課長	佐藤邦夫
健康増進課長	本城正幸	生活環境課長	大川文男
都市建設課長	田中秀幸	上下水道課長	大塚学
農林水産課長	中崎亮二	商工観光課長	長谷川満
教育次長兼 学校教育課長	深作和利	生涯学習課長	磯崎宗久
消防次長兼 消防総務課長	二階堂均	会計管理者兼 会計課長	米川英一

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	坂田智明
------	------	------	------

○飯田議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定してくださるようお願いいたします。

開議 午前 9時30分

◎開会および開議の宣告

○飯田議長 ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和6年第4回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○飯田議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、10番 勝村勝一議員、11番 坂本純治議員を指名いたします。

◎会期の決定

○飯田議長 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日12月3日から5日までの3日間といたしたいと思いをます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は3日間と決定いたしました。

◎議案第64号および議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第3、議案第64号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分につき承認を求めることについて、議案第65号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第5号）の専決処分につき承認を求めることについて議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第64号および議案第65号につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに議案第64号をご覧ください。

令和6年度一般会計補正予算（第4号）の専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

10月1日付にて専決処分いたしました令和6年度大洗町一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,236万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ99億1,399万5,000円とするものであります。

次に、5ページをご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

2款総務費の衆議院議員選挙費につきまして、10月9日の衆議院解散に伴い10月27日に投開票が行われた衆議院議員選挙に係る費用といたしまして、職員手当や委託料などと合わせて1,236万3,000円を追加計上するものでございます。

以上、これら歳出を賄う財源といたしまして、4ページの上段のとおり、県支出金1,180万8,000円、繰越金55万5,000円を追加補正するものであります。

続きまして議案第65号をご覧ください。

令和6年度一般会計補正予算（第5号）の専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

11月13日付にて専決処分いたしました令和6年度大洗町一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ106億1,399万5,000円とするものであります。

4ページの下段をご覧ください。

歳出補正内容についてご説明申し上げます。

2款総務費の地域づくり総務費につきまして、「ふるさと納税事業」において寄附申込サイト掲載の返礼品数増加や新規返礼品の開拓等を進めた結果、当初見込んでいた金額を大きく上回る寄附をいただいたため、寄附者への返礼品や基金への積立金など、合わせて7億円を追加計上するものでございます。

以上、これら歳出を賄う財源といたしまして、4ページの上の段にありますとおり、寄附金7億円を追加補正するものであります。

以上、議案第64号および議案第65号につきまして、地方自治法第179条第1項本文の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものでございます。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第64号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。——よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第64号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第65号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第5号）の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。——よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第65号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第5号）の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、原案のとおり決しました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第66号 大洗町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第66号につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

1ページをご覧ください。

議案第66号 大洗町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、児童福祉法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正について、令和6年9月27日付で専決処分したものであります。

主な改正の内容といたしましては、児童手当法施行令にて引用する所得税に係る扶養控除の加算対象の範囲の縮小に対応するため、茨城県の医療福祉対策要綱の一部が改正されたことに伴い、これまでの制度条件を維持するために同様の措置を講ずるものであります。

以上、議案第66号につきまして説明を終わりますが、詳細につきましてはお手元の議案書等によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案の説明は終わりました。

これより議案第66号 大洗町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 改正前ですね児童手当施行法令が変わったということになっておりますけども、これがどのように具体的に国のほうの変化があったのか、それによってどのような県、市町村で今回のように変える必要があったのか、ここのところ端的で結構ですからご説明いただければと思います。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 坂本議員のご質問にお答えいたします。

まずですね、この条例のほうなんですけど、結論から申し上げますと、妊産婦の支給に関しましては、今までどおりで変更はございません。

条例中にですね、改正前の「児童手当法施行令」、それから「旧児童手当施行令」といった文言をですね条文に加えまして、現行どおりの支給となるようにしておるものでございます。

流れをですね、ちょっと時系列的に申し上げますと、令和2年度にですね税制の改正のほうで、所得税の扶養控除の対象者の範囲が狭くなりました。その内容はですね、国外居住者で16歳以上の者は全て扶養控除の対象となっておりましたが、今回のこの改正では16歳以上30歳未満の者、それから70歳以上の者、その間の30歳から70歳未満の者は、留学生・障害者などと範囲が狭くなりまして、令和5年分の所得から適用になりました。この控除を引用している児童手当施行令が令和6年6月1日に施行されまして、県においては、この扶養対象者の範囲をですね狭めず、現行どおりの加算を行うよう児童手当施行令を引用している県の医療福祉対策要綱の一部を令和6年9月27日に改正いたしました。町の条例につきましても県のほうに準じておりますので、同様の改正を行いまして、令和6年9月27日に施行しまして、児童手当施行令の施行にあたっては、令和6年6月1日に遡及いたしまして支給制限の緩和を図るものでございます。実際にですね、この扶養控除の影響を受ける妊産婦というのは、対象者はおりませんでした。以上でございます。

○飯田議長 11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 ありがとうございます。それでちょっと確認したいんですけども、いわゆるその施行令が国のほうで決まって、大洗町は対象者いないでしょうけども、海外に行かれる方なんで。その際に、何故その県、市町村がこういう形をとるのかというのは、県が主体になってやってきた。県はどこの部署で、どういう形でこれを決めてきたのか、さらに、市町村に下ろす時にどのようなルールというか内示があったのか、そのあたりだけでもう一点お尋ねします。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 坂本議員のご質問にお答えいたします。

県のほうのですね担当部署のほうは、国民健康保険室の医療福祉課のほうなんですけど、そちらのほうでですね、今回の児童手当施行令のほうをですね改正を見まして、そのなかで改正を行ったと思っております。その改正によりまして各市町村のほうにですね連絡が来まして、準じて改正をお願いしますということで連絡が届いております。以上でございます。

○飯田議長 11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 ありがとうございます。大体わかるんですけども、今回の県がその主体になってやったと。全国の知事会がそれを行ったのか、それとも県独自だけで茨城県がやったのか。やってない県があるのかどうかというの、やはり地方自治の問題としては結構おっきな問題なんだろうと思うんですよ。国がこういうふうにしますといっても、県のほうは、いや、そうじゃ駄目ですよと、現場を見たらそんなことはできませんということでこういう形になったんだろうと思うんですね。これはその施行してない県があるのかどうかだけ確認して質問を終わります。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 すいません、各都道府県のほうで改正がしてあるかどうかは、ちょっと確認しておりませんが、県のほうでもですね、所得制限に関する、これをすべきことをですねいろいろ総合的に勘案しまして、受益者の不利益を生じさせないように従来の政令を準用する旨の改正を行ったと思っております。以上でございます。

○飯田議長 よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので採決いたします。

お諮りいたします。議案第66号 大洗町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、原案のとおり決しました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第4、議案第67号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第6号）について議題いたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第67号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和6年度大洗町一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,137万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ107億2,536万7,000円とするものであります。

併せて、地方債の補正をするものであります。

4ページをご覧ください。

第2表地方債補正についてご説明申し上げます。

「防災集団移転事業債」につきましては、今回の補正予算に計上しておりますが、「防災集団移

転促進事業」の財源といたしまして2,140万円を追加するものでございます。

8ページをご覧ください。

歳出の主な補正内容についてご説明申し上げます。

総務費をはじめ各款に共通する補正内容といたしまして、各款に計上する給料、職員手当等の人件費につきましては、職員の人事異動等による増減調整でありますので、これらにつきましては説明を省略させていただきます。

初めに、中段の2款総務費総務管理費の「通信ネットワークシステム整備事業費」から説明させていただきます。

職員および新規採用職員等が使用する端末に不足が生じているため、12台を新たに整備する経費として、備品購入費250万円を追加計上するものでございます。

9ページにお進みください。

3款民生費障害者福祉費の報酬及び扶助費につきましては、障害区分認定審査会の臨時開催による報酬の増額分14万4,000円と、報酬改定による障害児通所給付費の増額分として扶助費1,000万円を追加計上するものでございます。

「障害者医療費国庫負担金過年度返還金」につきましては、令和5年度の実績に基づき、国へ返還するための費用といたしまして27万8,000円を追加計上するものでございます。

「国民健康保険特別会計繰出金」の32万8,000円と「介護保険特別会計繰出金」の76万6,000円の追加につきましては、人件費の増減調整および事務費に係る繰出金の追加でございます。

下の段の児童措置費の「物価高騰対策等保育施設支援事業補助金」につきましては、価格高騰が続く給食食材費への影響を保護者へ転嫁しないよう、園児1人当たり500円から700円に増額し、町内保育施設へ補助する費用として26万7,000円を追加計上するものであります。

その下にあります償還金、利子及び割引料につきましては、いずれも令和5年度の事業実績に基づき国へ返還する費用といたしまして、三つの事業合わせて663万8,000円を追加計上するものでございます。

次に、10ページをご覧ください。

中ほどの段、4款衛生費保健衛生総務費の「出産・子育て応援交付金過年度返還金」につきましても、令和5年度の実績に基づきまして国へ返還する費用として、28万3,000円を追加計上いたします。

6款農林水産業費農業振興費の「地産地消推進対策事業補助金」につきましては、米の価格が高騰したことに伴い、学校給食で使用している日の出米および米粉パンの値上げ分について増額して補助する費用として90万5,000円を追加計上するものでございます。

次に、11ページにお進みください。

上段の8款土木費道路維持費につきましては、町道の突発的な修繕や草刈り等の委託事業が増えたことに加え、人件費高騰による単価上昇に対応するため、需用費および委託料合わせまして840万円を追加計上するものでございます。

都市計画総務費につきましては、9月議会でも増額補正させていただいております「防災集団移転促進事業」について、国庫の内示額が9月補正時より増額になったことに伴いまして、事業を早期に進めるため、防災集団移転促進事業計画策定等業務委託料、用地購入代および移転補償費、合わせまして7,528万4,000円を追加計上するものでございます。

住宅管理費につきましては、町営住宅共用部等の除草作業について、草刈りの頻度が増えたことにより、委託料99万1,000円を追加計上するものでございます。

次に、12ページをご覧ください。

中ほどの段の10款教育費事務局費の「物価高騰対策学校給食費支援事業給付金」につきましては、民生費の児童措置費と同じく、価格高騰が続く給食食材費への影響を保護者へ転嫁しないよう、幼稚園児および小学生は1人当たり500円から700円、中学生は1人当たり500円から800円に増額して支援する費用として128万9,000円を追加計上するものでございます。

学校財産管理費につきましては、年度当初の想定よりも学校施設の修繕に費用を要しており、小学校電話設備の修繕など至急対応が必要な経費として、修繕料293万1,000円を追加計上するものでございます。

5ページにお戻りください。

上の段の歳入をご覧ください。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、国庫支出金3,387万円、県支出金250万円、財産収入2,500万円、繰入金1,379万2,000円、繰越金1,049万円、諸収入432万円、町債2,140万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,137万2,000円を追加補正するものであります。

以上、議案第67号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第67号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。2番 石山 淳議員。

○2番 石山 淳議員 4ページの防災集団移転についてお伺いをいたします。

去る11月22日に掘割集会所のほうで防災集団移転の住民向けの再度の説明会がありました。たまたま飯田議長と私はそこに出席をしていたんですが、そのなかの移転者の声ということでちょっとお伺いをしたいと思います。

二つほどお伺いいたします。

一つは、この移転地の少なさを移転者のほうから指摘をされておりました。その件につきまして、いろいろとその説明会のなかで説明がありましたけども、なかなかちょっとわかりにくい説明だったので、その点を今日お伺いするのと、もう一点、担当職員が少ないんじゃないかというような声も移転者の間から数多く聞かれました。この件につきましては、私も当初から担当職員が少ないんじゃないのかなというような思いがありますので、その点を来年度というかこれから益々移転の方が、数が増えてくると思いますので、その辺の説明をお伺いいたします。

○飯田議長 田中都市建設課長。

○田中都市建設課長 ただいまの議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、移転先地の確保ということで、移転先が少ないというところでございます。現在です、ね、移転先の対象区域、居住誘導区域というところなんですけれども、そちらは磯浜町地区ということで限らせていただきまして、そのなかで地権者の方に探していただいていると。探し方というしましては、不動産業者さん等ですね、を通じて探してもらっている状況でございます。ただです、ね、住民の方とかそういった不動産業者さんとお話をしていくなかでですね、やっぱり移転先のほうが、空いている土地が少ないというお話はちょっと聞こえてきている状況でございます。ですので、今後ですね、その居住誘導区域内のところですね、空き地は結構空いてる箇所が、いろんな五反田地区とか桜道とか磯浜、あると思うんですけれども、そちらについてですね、町として把握してですね、提供できるような体制というところで、その空いてる空き地の地権者の方に意向調査、文書等になると思うんですけれども、そういったことを依頼して、協力していただけるかどうかという意向調査をして、その協力していただけるということであればですね、ちょっと町からアプローチのほうをしていきたいと、そういうことを考えております。

2点目ですね、人員不足というところでございます。まず、現在の対応といたしまして、専門の部署というところは都市建設課のなかにはありません。現在、計画開発係の担当が2名、用地地籍係の担当が2名というところで、これは他業務と兼務して業務を行っております。今後ですね、スピード感をもってというところもございます。そういったところですね、事業の進捗に応じてですね、事業量がかなり大幅に上がるというところが見受けられた時にはですね、事務の遂行に支障がないようにですね、適切な人員配置というところについてですね、人事担当課と調整してですね協議を行っていききたいと考えております。以上です。

○飯田議長 2番 石山議員。

○2番 石山 淳議員 移転の住民と、あと、役所側に関しては、スピード感もって4年かけてできたというような感想をもって思うんですけれども、移転者側から言わせると4年もかかったというような感想も聞かれていますので、その担当職員の少なさという点においては、移転住民側からすれば、やっぱり担当職員が少なくてちょっと話的にその相談ができにくいような状況だということも聞きますので、ここはひとつ来年度に向けて、その担当職員の、できれば本当は専門的なこの防災集団移転についての移転チームみたいなものね作れば一番いいんでしょうけども、なかなか専門職という点において人員がいらないのかもしれませんが、ここはひとつ人員を増やしていただいて、住民の合意形成というところが一番大切だと思いますので、担当職員を増やしてはどうかかなという要望をしておきたいと思います。

それから、今年度の移転可能の戸数、これ補正でいろいろ出て、ちょっとわかりにくいんですけど、移転可能戸数が10戸ということで聞いてますが、これは間違いのないか確認をしたいと思います。

○飯田議長 田中都市建設課長。

○田中都市建設課長 再度のご質問にお答えいたします。

当初ですね、皆様にですね8戸というところで移転契約可能件数というところ、で、最終的に10戸になりましたというお話の経緯というところなんですが、まずですね、当初予算ベースの時にはですね、まだ大臣同意等が得られてませんでしたので、予算上としてはですね、町は2戸の移転というところで予算化のほうをしておりました。その時にですね、常陸河川のほうも協力して今やっ
ていただいているんですけども、そちらについては協議中ということですので、同規模というところ
で、こちらは町の予算には関係ないんですけども、大体4戸程度契約できる予定ということで
進めておりました。で、6月にですね大臣同意のほうが得られまして、そこでですね初めて今年度
につきましては8戸分ということで計画のほうで認められましたので、9月補正のほうでですね町4
戸分ですね、2戸分ですね、の予算を追加して国分と合わせまして契約可能件数8戸というところ
になりました。で、今回ですね12月補正のなかでですね、今回、最終的には10戸、町が5戸と国
が5戸というところで、1件追加というところなんですけども、こちらにつきましては契約のめど
がですね、ある程度つきそうなところがですね1戸増えたというところで、ちょっと国と調整して
ですね、4戸だったんですけど、計画上は、町では4戸だったんですけども、1戸増やしていただ
いて補助のほうはいただけるかっていうとこで調整した結果ですね、1戸増やしていただけるとい
うところで、町のほうが5戸と。国のほうもですね、町と合わせてですね5戸というところで、今
の現状としましては契約予定件数は10戸というところで、そういった流れになっております。以
上です。

○飯田議長 ほか。12番 菊地昇悦議員。

○12番 菊地昇悦議員 幾つかあります。

まず、土木費の道路維持費ですが、草刈りの頻度が増えたということで増額になっていますが、
このなかで今年の夏のような植物のね、生長も旺盛で刈らなきゃいけないというのはわかりますけ
ども、それと同時に対象地、草刈りを行った対象地がどういう状況なのか、増えたのかどうかとい
うことを伺います。

あわせていいですかね。もう一つは、民生費でこども保育園の給食費の補助ですが、これ1人当
たり200円増加すると。これは保護者にその負担を転嫁しないようにということで取り組んだわけ
であります。この200円で十分だったのかということ伺います。

そしてもう一点伺いますね。この職員の様々な手当が計上されています。この手当のなかで見
ますと、地域手当というのがないんですけども、これについては大洗町ではどのように行われて
いるのか伺います。

○飯田議長 じゃあこれ、一点ずついきましょう。全部じゃなくて。まず、草刈りから、田中都市建
設課長。

○田中都市建設課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、草刈りの頻度というところでございますけれども、正確にですね昨年度とか統計取ってな
いので、数としては多いかどうかというのは、ちょっと今の時点で、現状ですね把握してないん

ですけれども、感覚的には増えたのかなという。特に今までは、そこまで大きく草が生えてなくて、簡単に終わって、金額的にもですね委託料が少ないなかで済んだところが、やっぱりですね、草がかなり生えてですね、金額的に1カ所の金額が何か上がったというイメージがございます。

対象地といたしましては、やっぱり町道ですね多かったところが、狭いところで、草が生えて通り歩きができないと、そういったような通行に支障を来すというところが結構ありまして、そういったところをやったのと、あとはやっぱり歩道ですね。細い道に限らずですね、太いところでも、やっぱり歩道のところから草が生えて、通行に支障を来すというところが多かったイメージでございます。以上です。

○飯田議長 菊地議員、これで、草刈りでいきましょう。12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 わかりました。是非こういう気象状況でね、生育が旺盛で、本当に回数も増えると思うんですが、町道の場合に通行に支障を来すというような、そんなこともありますのでね、今年やったところは来年も同じだと思うんですよ。ですから、しっかりとその辺を踏まえて次年度の予算をね、考えてもらいたいなというふうに思います。これはこれで終わります。

○飯田議長 じゃあ2点目、給食費ですね。佐藤こども課長。

○佐藤こども課長 菊地議員のご質問にお答えをさせていただきます。

保育園の給食費に対する補助でございすけれども、こちら私立の保育園のほうからデータのほうをいただきまして、前年の同じ時期との比較のほうを行わせていただきました。その結果、概ね17%前後の物価上昇となっているということがわかりましたので、これは金額に換算をしますと、1人当たりの金額として120円から130円ぐらいの負担のプラスが必要になってくるのではないのかなというふうに町のほうでは判断をさせていただいたところでございす。

各園それぞれ給食の提供するものに対して工夫をしながら対応しているということでは伺っておりますけれども、なかなか夏場のこの酷暑の影響があったということで、葉物野菜であったりとか、果物類の値段がなかなか下がらないという状況が続いているということで伺っておりますので、少し余裕はみてはおるところではございすけれども、引き続き金額的なものに対してこれで十分かどうかというところは、園のほうとも連携をとりまして、必要があればまた再度金額のプラス的なものも考えていかなければならないのかなというふうに考えております。

いずれにしましても、なかなかちょっと短期的に落ち着くものではないということでございすので、少し様子を見ながら長期的に町のほうの対応としても考えていかなければならないと、そのように考えているところでございす。以上です。

○12番 菊地昇悦議員 わかりました。

○飯田議長 じゃあ3点目、手当のところですね。清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

地域手当につきましてはですね、国の機関等が所在しているかどうかというようなものによって決まるわけですが、大洗町につきましては現在、地域手当の対象手当となっておりますので、地域手当の支給はされておられません。

ただし、今回のですね人事院勧告によりまして、茨城県の地域手当は4%、段階的に4%まで地域手当は引き上げていくというような人事院勧告がなされているところでございます。今回の補正予算にですね、本来であれば人事院勧告を反映したですね地域手当等の補正予算を計上するところでございますが、ご承知のとおり今の国会のですね進捗状況と申しますか、状況を勘案しますと、今回の12月定例会に人事院勧告を反映した補正予算のほうを計上することができませんでしたので、これは12月定例会をもってですね人事院勧告を反映した人件費の補正を実施してまいりたいと思いますので、ご理解のほう宜しくお願いいたします。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 大洗町は該当しない地域だというふうに伺いました。これを対象地域でないところを支給するということは、不可能ではないと思うんですよね。可能だと思うんです。ただ、そうなった場合に、これは独自の財源、自分で出さなきゃいけないということで、交付税に影響してくるんじゃないかというふうには思うんですが、それでも考えていくような話でしたけども、そういう理解でよろしいんですか。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

地域手当の財源につきましては、普通交付税の基準財政需要額に反映されるかどうかというのも、まだ交付税法のほうのですね基準もまだ決まっていないような状況ですので、一般的には地域手当というのは財源措置がないものというふうに理解はしておりますけれども、基準財政需要額のなかで地域手当という項目があるかないかというのは、今、私どものほうにちょっと手元にはございませんけれども、一般的に言えば地域手当の財源というのは、各地方公共団体の人件費ですので、基準財政需要額のなかには反映されず、自主財源で行っていくというのが原則論だというふうに私は理解しております。宜しくお願いします。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 個人的な理解はね、それもあると思うんですが、これ制度としてきちんと定められている、例えば国家公務員が大洗町に来てましたよね、課長職として。彼は国家公務員ですから、ちゃんとした地域手当が支給されていたと思うんですよね。ああ、支給しなきゃいけないふうになってますから。ですから、そういうことを考えると、そういうなかで同じ職場にいて、地域手当もらう人ともらわない人がいるというふうな状況が発生していた。当然、財源措置はね、私はされているものだと思います。それを前提に国が交付税を算定する。ですから、対象地域になってないところは、それ独自でお金が余裕があるんだからということで、それは交付税の対象にね、されないんじゃないかというふうに思うんです。大洗町が何故対象地域になってないのかということがよくわかんないんですけども、これ何故対象地域になってないのか。水戸市は対象地域になってないんでしょうか。周辺の市町村はどうなっているのか、こういうのおわかりでしょうか。

で、もう一点は、もう3回目ですから、4%に引き上げていくというような、段階的にね、これに見合って大洗町もしっかりとそれ踏まえて対応すべきじゃないかと思うんですよ。同じ仕事をし

て、公務員の方が、大洗の職員が生涯にわたって働くということは、生涯賃金で大きな差が生じてしまうという、そういうことにもつながるのでね、この辺はしっかりと踏まえた対応をしていただきたいなと思いますが、いかがですか。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

確かに地域手当のほう支給されている市町村とされていない市町村がございますが、先ほど申しましたように、いろんな条件はございますけれども、国の機関等が所在しているとか、つくば市なんかでは当然つくばとか水戸は、多分地域手当のほうは出ていたというふうに理解しておりますけれども、ただ、議員おっしゃるように、勤務先が変われば手当が変わってしまうという制度も、ある意味矛盾している制度だというふうには認識はしておりますけれども、そこは国の人事院のですね勧告に伴いまして、今回、茨城県は大洗町につきましては4%、周辺町村のほうも4%だというふうに記憶しておりますけれども、なかには十何%というような地域もございますので、そこは物価の指数ですとか、国の機関が所在しているとかというふうな地域手当の交付の要件もございますので、そこはですね私どもとしては人事院勧告に従いました措置を講じていくしか、これはございませんので、そこはご理解のほう宜しくお願いいたします。

○飯田議長 ほか。11番 坂本議員。

○11 坂本純治議員 今の答弁を聞いておりまして、また、質問のほうを聞いておりまして、私、地域手当というものの考え方がちょっと、私のなかでの認識とちょっと違っているように感じたもんですから、地域手当というのは、どこが誰に払うものであるのかということを再度ちょっと明確にですね教えていただけないかなと思うんですけども、お願いします。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

ただいま、ちょっと地域手当のほうの明確な資料、ちょっと手元にございませんで、後ほど地域手当の制度について、ちょっとご説明をさせていただきたいと思いますので、ご了解願います。宜しくお願いします。

○飯田議長 11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 ありがとうございます。私は地域手当っていうの、基本的に私のこれ認識だったんですけども、いわゆる国家公務員が田舎のほう、田舎っていう言い方おかしいけども、都市部じゃないところに行った時に、いわゆる過疎手当だったり、またはその昔、つくばでもつくば手当っていうのがあったんですね。そういう国家公務員で異動に対するものであったというふうに私認識だったものですから、町自体に対してその地域手当というものが存在するかどうかっていうのは、また別問題だと思ってたんですね。後でまた教えていただければと思います。終わります。

○飯田議長 ほかどうでしょう。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○飯田議長 それでは、以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第67号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、原案のとおり決しました。

◎議案第68号および議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第68号 令和6年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第69号 令和6年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第68号および議案第69号につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに議案第68号をご覧ください。

令和6年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を18億4,883万円とするものであります。

3ページ、下の段をご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

1款総務費一般管理費の給料および職員手当等につきましては、一般会計と同じく人事異動等による人件費の増減調整によるものでございます。

続きまして、資格確認書作成委託料につきましては、12月2日からの健康保険証がマイナンバーカードへ移行することに伴いまして、資格確認書を作成する必要があるため、委託料50万6,000円を追加計上するものでございます。

上の段の歳入をご覧ください。

以上、これら歳出を賄う財源といたしまして、繰入金32万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ32万8,000円を追加補正するものでございます。

続きまして議案第69号をご覧ください。

令和6年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を17億9,736万8,000円とするものであります。

3ページ、下の段をご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

1款総務費一般管理費につきましては、一般会計と同じく人事異動等による人件費の増減調整によるものでございます。

上の段の歳入をご覧ください。

以上、これら歳出を賄う財源といたしまして、繰入金76万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ76万6,000円を追加補正するものでございます。

以上、議案第68号および議案第69号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第68号 令和6年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 このなかでですね、資格確認書の作成委託料というのありますけども、この作成委託する、対象者の人数ですね、人数はどのくらいですか。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 菊地議員のご質問にお答えいたします。

今回ですね、資格確認書の作成委託ということで補正予算を上げておりますが、こちらの内容といたしましては、資格確認書カードと、あと紙が、紙というか台数ですかね、台紙が付いているものをちょっと準備してもらいまして、それにプリンターのほうで印刷してできるようなものなんですけど、そちらを2,000枚と、あと窓開き封筒のほうを2,000枚ということで作成の委託をしております。以上でございます。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 2,000枚というか2,000名ということでよろしいんですか。対象者、国保の被保険者数からみて、これはどういう数字なのかということを伺います。

また、一旦作成した方々は、いつまでこれが使えるのか伺います。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 マイナ保険証のほうの登録者のほうがですね、国保のほうで2,320人ということで、60.4%ぐらい、マイナ保険証のほう登録してございます。そのなかでですね、一応今回は1,200人程度は資格確認書のほうが必要ではないかということで、それに間に合うということで取りあえず2,000枚ということで準備しております。

資格確認書ですね期限でございますが、こちらは1年間ということで、取りあえずは印刷してカードのほうにですね印字しまして送付したいと思っております。以上でございます。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 今持ってる保険証は、来年まで使えますよね。途中から切り替えるんだけど、それと、その6月ですかね、7月ですかね、切り替えの時期ね。今のこの予算で、それはその切り替える分まで含めて、その後の方も含めてこれを作成を委託するという内容なんですか、伺います。来年だったら、来年また作成すればいいと思うんですけども、その辺はどうなっているんでしょうか。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 取りあえず2,000枚ということで補正予算を提出してございますが、一応ですね、これからですね、資格確認書のほう、多分保険証を紛失したという方が出てきますと、今度は保険証を新しく発行できませんので、資格確認書のほうを用意するものでございますが、7月31日で保険証が廃止になりまして、8月からは資格確認書になりますので、その時はですね、新しい予算のほうで対応したいと考えております。以上でございます。

○飯田議長 ほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第68号 令和6年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第69号 令和6年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第69号 令和6年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、原案のとおり決しました。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第5、同意第5号 大洗町教育委員会委員の任命について、議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 同意第5号 大洗町教育委員会委員の任命についてにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、小野瀬敦子氏を、大洗町教育委員会委員として任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

小野瀬敦子氏は、令和6年12月8日で任期満了により退任する山戸章弘氏の後任の委員として、教育委員の任を担っていただくため、任命するものであります。

なお、任期は4年となっております。

以上、同意第5号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○飯田議長 これより同意第5号 大洗町教育委員会委員の任命について、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第5号 大洗町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第5号は、原案のとおり同意することに決しました。

◎寄附の受入れについて

○飯田議長 日程第6、寄附の受入れについて報告を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 今回も有り難いご寄附を頂戴いたしました。

水戸市南町、明治安田生命保険相互会社水戸支社支社長 中平泰弘様から、70万4,800円を町の振興発展の一助としてご寄附をいただきました。私どもしっかり寄附者の思いに寄り添いながら、大切に活用させていただきたいと思いますので、どうぞこれからも宜しくお願いいたします。

○飯田議長 以上で寄附の受入れの報告は終わりました。

◎散会の宣告

○飯田議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終わりました。

次の本会議は、12月4日午前9時30分から、3名の議員による町政を問う一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。

各位大変ご苦労様でした。

散会 午前10時25分